

令和7年度版

マイナンバーカード 取得支援事業のご案内



対象

- 1 本市に住民票を有する高齢者施設等の入所者等に対し、マイナンバーカードの申請サポート又は代理で交付を受けることを行う本市に事業所を置く施設であること
- 2 法人格を有すること

対象事業及び支払い金額

自身で手続きを行うことが困難な高齢者施設等の入所者等に対して行った以下の事業について、施設等が対応した人数に応じて、1事業あたり1人4,000円を乗じた金額

- (1) 申請サポート事業(郵送申請又はオンライン申請に限る。)
- (2) 代理交付事業(市役所1階4番窓口での受取に限る。)

令和7年度 事業実施対象期間

令和7年4月14日(月曜日)から令和8年3月13日(金曜日)実績報告書提出分まで

事業の流れ

STEP 01

事前申込みをしましょう

本事業を利用するには、最初に事前申込みが必要です。
ホームページから「事業参加申込書兼打合せ事項確認書(様式第1号)」をダウンロードし、令和8年2月13日(金曜日)までに、メールで提出しましょう。

※事業参加申込兼実施打合せは、各事業実施ごとに毎回必要です。



STEP 02

実施日が到来したら、事業を開始しましょう

【申請サポート事業】

申請サポートは、オンライン申請または郵送申請で実施してください。
申請サポート事業を実施したら、事業を実施したことがわかる書類を準備しましょう。

郵送申請の場合

・個人番号カード交付申請書の写し

オンライン申請の場合

・申請書IDが記載されたの申請受付完了メール等のスクリーンショット等を印刷したもの

【代理交付事業】

代理交付は、市役所1階4番窓口で実施します。

マイナンバーカードの交付通知書に記載の交付場所を確認しましょう。

交付場所が「各支所市民サービス課」である場合、交付場所を「前橋市役所市民課」に変更する必要がありますので、記載の各支所市民サービス課にお問い合わせください。

代理交付の必要書類等について

マイナンバーカードの代理受取には持ち物を準備する必要がありますので、本市ホームページをよく確認し、もれなく準備してください。



STEP 03

事業終了後に実績報告を行いましょ

事業実施から2週間後または令和8年3月13日(金曜日)のいずれか早い期日までに、市民課窓口の実績報告書等書類一式を提出してください。

各事業ごとに添付書類が必要なので、忘れず準備しましょう。

提出後、書類等の確認を行い、謝礼金支払いの可否、金額、条件等を決定し、口座振替でお支払いします。

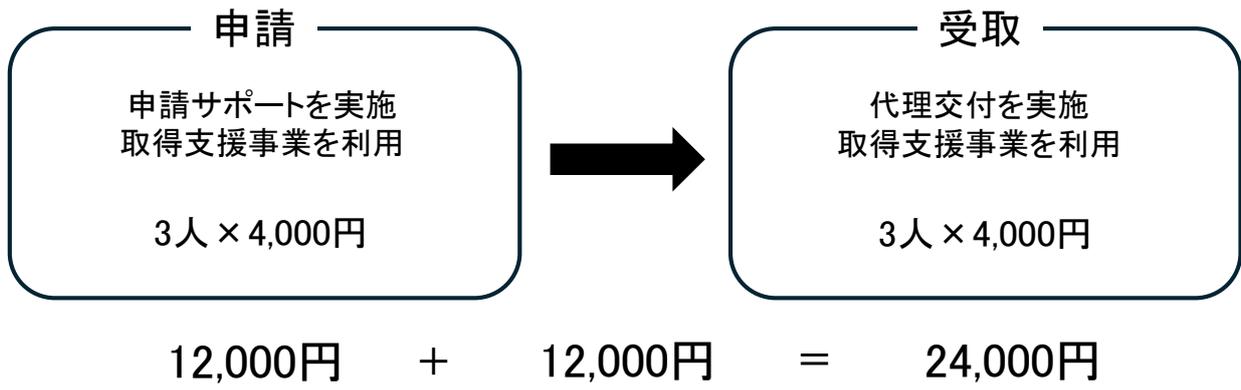
マイナンバーカード取得支援事業の活用例

例：Aさん、Bさん、Cさんの3人について、マイナンバーカードの取得を支援する場合

CASE
01

事業を最大限に活用！

謝礼金をダブルで受取りプラン

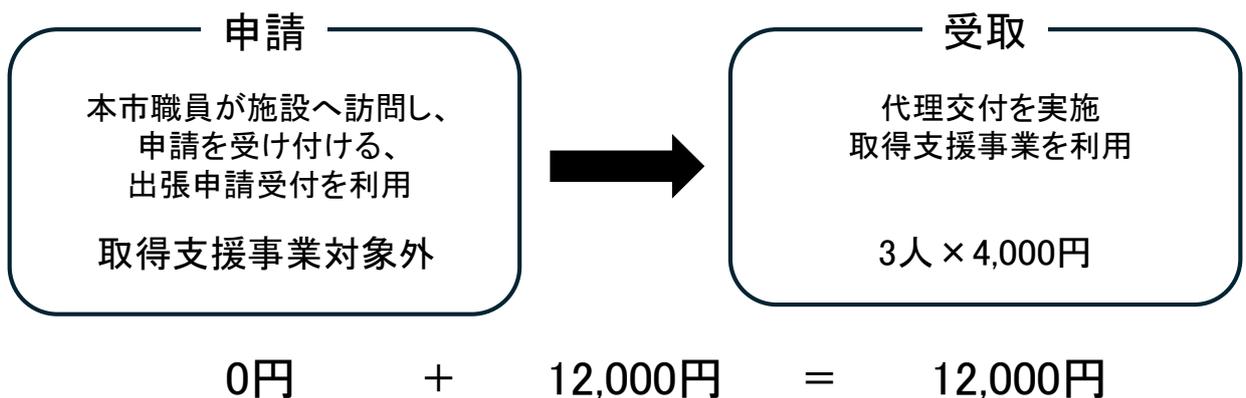


マイナンバーカード取得支援事業は該当者1人につき、申請サポートと代理交付の両方で対象とすることが可能！

CASE
02

手厚い支援！

出張申請受付と併用プラン



出張申請受付と併用することで、職員からの手厚い支援を受けることも可能！

お問合せ

前橋市役所市民課マイナンバーカード係

電話 027-898-6172

